

「交通遺児奨学金等」の支給について

1 対象者

- ・ 道路交通事故、鉄道交通事故、海上交通事故、航空交通事故により親等を亡くされた、府内に居住する乳幼児、小学生、中学生、高校生等
- ・ 申請にあたって、世帯の所得制限はありません。

2 申請期限及び支給時期等

区 分		支給申請額 (年 額)	申請期限	支給期日
交通遺児 奨学金等	乳 幼 児	11,000円	5 月末日 *1 6月1日以降も 随時申請可能	8 月末日 (予定) *2 高校生は11月末日頃 (予定) *1 6月1日以降に申請があったときは 原則として申請があった日の属する月 の翌月の末日
	小 学 生	21,500円		
	中 学 生	43,000円		
	高 校 生	64,000円		
高等学校入学支度金		35,000円	2 月末日	3 月末日 (予定)
			5 月末日	8 月末日 (予定)

*1 年度途中で交通遺児になられた場合などで、申請受付日が6月1日以降となった場合も随時申請を受け付けます
(ただし、支給額は申請時期に基づく月割となります。〈例〉10月申請の場合、11月からの5か月分)。

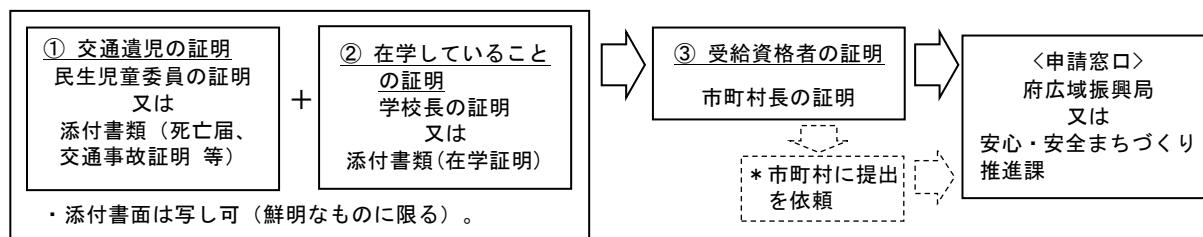
*2 高校生の場合は、同種の資金(奨学のための給付金)と併給確認を行うため、支給時期が11月末日頃となる予定です。

備考① 年度末の3月1日以降の申請は当該年度の支給額がゼロとなるため、申請の受付はできません(翌年度以降の申請となります)。

備考② 高等学校入学支度金は、6月1日以降の申請は支給対象外となります。

3 申請方法について

- ・ 「交通遺児奨学金等支給申請書の記入について」や「申請書記入例」を参照にして申請書の記入及び(必要に応じ)添付書面を揃えてください。
- ・ 記入した申請書に、①と②の証明を受けて(又は書面を添付して)から、③の市町村長の証明を受け、申請窓口へ提出してください(郵送可)。



<申請窓口>

- ・ 申請者の居住地が、京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町の場合
→ 京都府安心・安全まちづくり推進課
- ・ 申請者の居住地が上記以外の市町村の場合
→ 居住地を所管する府広域振興局

* ③の証明申請時に、市町村から各申請窓口へ書面を提出するよう依頼できます。

4 併給禁止及び併給調整

- ・ 京都府が実施する同種の資金の支給や貸付を受けている場合は、下記のとおり支給を受けられないことや支給額を減額することがあります。
- ・ 制度によって支給条件や支給金額が異なるため、申請にあたっての詳細は各担当課にお問い合わせください。
- ・ 各制度の担当課と申請状況を共有する必要があるため、申請時に必ず「個人情報の提供に関する同意書」を提出してください。

(1) 交通遺児奨学金の支給を受けられないもの（併給禁止）

下記の制度により奨学金等の支給を受けた（受ける）場合は、交通遺児奨学金の支給は受けられません。

- ・ ひとり親家庭奨学金（高等学校入学支度金を除く）
（担当課：健康福祉部家庭・青少年支援課） ☎ 075-414-4585
- ・ 高校生等修学支援事業（担当課：教育庁指導部高校教育課） ☎ 075-414-5043
- ・ 高校生給付型奨学金（担当課：健康福祉部地域福祉推進課） ☎ 075-414-4564

(2) 交通遺児奨学金の支給額が減額されるもの（併給調整）

- ・ ひとり親家庭奨学金等（高等学校入学支度金のみ）
（担当課：健康福祉部家庭・青少年支援課） ☎ 075-414-4585
「ひとり親家庭奨学金等」と「交通遺児奨学金等」を併せて申請される方には、
「ひとり親家庭奨学金等」支給額との差額を「交通遺児奨学金」から支給します。

・ 奨学のための給付金

生活保護受給世帯と住民税所得割非課税世帯等の方を対象とした「奨学のための給付金」と「交通遺児奨学金」を併せて申請される方には、「奨学のための給付金」支給額との差額を「交通遺児奨学金」から支給します。

（単位：円）

奨学のための給付金（令和8年度見込）			交通遺児奨学金		併給調整後の 全体支給額
支給対象		支給額①	支給額②	調整後支給額 ③（②-①）	④（①+③）
生活保護受給世帯 （全日制等・通信制）		公立 32,300	64,000	31,700	64,000
		私立 52,600		11,400	64,000
住民税所得 非課税世帯	全日制等	公立 143,700		支給なし	143,700
		私立 152,000		支給なし	152,000
	通信制	公立 50,500		13,500	64,000
		私立 52,100		11,900	64,000
住民税所得割が 100円以上 105,500円未満の 世帯	全日制等	公立 47,100		16,100	64,000
		私立 50,670		13,330	64,000
	通信制	公立 16,830		47,170	64,000
		私立 17,370		46,630	64,000
住民税所得割が 105,500円以上 182,500円未満の 世帯	全日制等	公立 35,930		28,070	64,000
		私立 38,000		26,000	64,000
	通信制	公立 12,630		51,370	64,000
		私立 13,030		50,970	64,000

※奨学のための給付金の内容は令和8年度の国予算案による情報のため、変更が生じることがあります。

住民税所得割非課税世帯（通信制を除く）の方は、「奨学のための給付金」の支給額が、交通遺児奨学金の支給額を上回るため、交通遺児奨学金は支給されません（上図③）。

ただし、高校1年生が対象の高等学校入学支度金（35,000円）は支給されますので、期日までに申請してください。

「奨学のための給付金」の詳細については、下記の担当課へお問い合わせください。

【国公立】（担当課：教育庁指導部高校教育課） ☎ 075-414-5043

【私立】（担当課：文化生活部文教課） ☎ 075-414-4516

(3) その他

上記(1)(2)に掲げる奨学金の支給を受けていた者が、受給資格の喪失などにより、年度途中で交通遺児奨学金等支給申請を行った場合、併給調整により支払済額との差額分を支給します。

5 「交通遺児奨学金等」に係る問い合わせ

文化生活部安心・安全まちづくり推進課

☎ 075-414-5076